

高齢者生協ヘルプサービスかけはし運営規程

(事業の目的)

第1条 愛知県高齢者生活協同組合が開設する高齢者生協ヘルプサービスかけはし（以下「事業所」という。）が行う指定訪問介護、予防専門型訪問サービス及び生活支援型訪問サービスの事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護福祉士又は訪問介護員研修の修了者（以下「訪問介護員等」という。）が、要介護状態及び要支援状態にある高齢者又は事業対象者（以下「要介護者等」という。）に対し、適正な指定訪問介護、予防専門型訪問サービス、生活支援型訪問サービス事業の事業を提供することを目的とする。

(指定訪問介護、予防専門型訪問サービスの運営の方針)

第2条 指定訪問介護、予防専門型訪問サービスの基本方針として、訪問介護員等は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事の介護その他の生活全般にわたる援助を行う。

2 事業の実施に当たっては、関係市町村、居宅介護支援事業者及びいきいき支援センター（以下、「居宅介護支援事業者等」という。）等、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(指定生活支援型訪問サービスの運営の方針)

第3条 指定生活支援型訪問サービスの基本方針として、訪問介護員等は、要支援状態にある高齢者又は事業対象者が可能な限りその居宅において自立した日常生活を営むことができるよう、掃除・洗濯・調理等の生活援助を行う。

2 事業の実施に当たっては、関係市町村、居宅介護支援事業者及び、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第4条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- ① 名 称 高齢者生協ヘルプサービスかけはし
- ② 所在地 岡崎市大門2丁目7-9

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第5条 事業所に勤務する職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名

管理者は、事業所の従業者及び業務の管理を一元的に行うとともに、従業者に事業に関する法令等の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行う。

(2) サービス提供責任者 1 名以上

サービス提供責任者は、次に掲げる事項を行う。

- ・訪問介護計画（予防専門型訪問サービス、生活支援型訪問サービス計画を含む）の作成・変更等を行い、利用の申込みに係る調整をすること。
- ・利用者の状態の変化やサービスに関する意向を定期的に把握し、サービス担当者会議への出席、利用者に関する情報の共有等居宅介護支援事業者等との連携にすること。
- ・訪問介護員に対し、具体的な援助目標及び援助内容を指示するとともに、利用者の状況についての情報を伝達し、業務の実施状況を把握すること。
- ・訪問介護員の能力や希望を踏まえた業務管理、研修、技術指導その他サービス内容の管理について必要な業務等を実施すること。

(3) 訪問介護員等 2. 5 名以上

訪問介護員等は、サービスの提供に当たる。

(営業日及び営業時間)

第 6 条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- ① 営業日 月曜日から金曜日とする。ただし、1 2 月 3 0 日から 1 月 3 日までを除く。
- ③ 営業時間 午前 9 時から午後 6 時までとする。
- ④ サービス提供時間 午前 7 時から午後 9 時までとする。

(事業の内容及び利用料等)

第 7 条 指定訪問介護、予防専門型訪問サービスの内容は次のとおりとし、サービスを提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額もしくは岡崎市介護予防・日常生活支援総合事業の実施に関する要綱別表に記載された当該サービスとし、指定訪問介護が法定代理受領サービスであるときは、利用者の介護保険負担割合証に記載された割合に応じた額とする。

- ① 身体介護
- ② 生活援助
- ③ 通院等乗降介助

2 生活支援型訪問サービスの内容は次のとおりとし、その提供した場合の利用料の額は、名古屋市介護予防・日常生活支援総合事業の実施に関する要綱別表に記載された額とし、そのサービスが法定代理受領サービスであるときは、利用者の介護保険負担割合証に記載された割合に応じた額とする。

- ① 生活援助

3 第 9 条の通常の事業の実施地域を越えて行う事業に要した交通費は、事業所の実施地域を越える地点から自宅までの交通費の実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額を徴収する。

- ① 事業所の実施地域を越える地点から、片道10キロメートル未満 400円
 - ② 事業所の実施地域を越える地点から、片道10キロメートル以上 600円
- 4 前二項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

（緊急時等における対応方法）

第8条 訪問介護員等は、事業の提供を行っているときに、利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治の医師に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

（通常の事業の実施地域）

第9条 通常の事業の実施地域は、岡崎市とする。

（身体拘束の禁止）

第10条 身体拘束は禁止する。ただし、切迫性、非代替性、一時性のすべての要件に該当した場合は、多職種協働で計画書を作成し、その内容を利用者及び家族に説明を行い、その内容について利用者及び家族の署名、捺印をもらった上で、期間を決めて実施するものとする。

（高齢者の虐待防止）

第11条 高齢者虐待防止法に基づき、虐待の防止と発見に努め、発見した場合には関係機関に通報する。

（その他運営についての留意事項）

第12条 事業所は、すべての訪問介護員等（登録型の訪問介護員等を含む。以下同じ。）に対し、個別の訪問介護員等に係る研修計画を策定し、当該計画に従い、研修（外部における研修を含む。）を実施する。なお、研修計画は機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- ① 採用時研修 採用後1カ月以内
 - ② 継続研修 年2回以上
- 2 事業所は、すべての訪問介護員等に対し、健康診断等を定期的実施する。
- 3 訪問介護員等は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 4 訪問介護員等であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。
- 5 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は愛知県高齢者生活協同組合と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則 この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 この規程は、平成19年8月1日から施行する。

附 則 この規程は、平成 20 年 6 月 1 日から施行する。
附 則 この規程は、平成 23 年 6 月 1 日から施行する。
附 則 この規程は、平成 24 年 7 月 1 日から施行する。
附 則 この規程は、平成 26 年 6 月 1 日から施行する。
附 則 この規程は、平成 28 年 5 月 1 日から施行する。
附 則 この規程は、平成 29 年 11 月 1 日から施行する。
附 則 この規程は、平成 30 年 6 月 1 日から施行する。
附 則 この規程は、平成 30 年 10 月 1 日から施行する。
附 則 この規程は、令和 2 年 6 月 1 日から施行する。
附 則 この規程は、令和 7 年 1 月 1 日から施行する。